

2021・2022 年度
(令和3・4年度)
競争参加資格申請書
作成の手引き
【建設工事】

阪神高速道路株式会社



【 2021 年 1 月 改訂版 】

目 次

第1編 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格の申請に係る留意点

1. インターネット受付（定期受付）について・・・・・・・・・・1
2. 社会保険等の加入について・・・・・・・・・・1
3. 持参による申請の受付について・・・・・・・・・・1
4. 有資格者名簿のホームページ掲載について・・・・・・・・・・1
5. その他・・・・・・・・・・2

第2編 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格について

1. 2021・2022年度（令和3・4年度）
競争参加資格について・・・・・・・・・・3
2. 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格の認定ができない方
（欠格要件）・・・・・・・・・・3
3. 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格にかかる
審査申請・認定スケジュール・・・・・・・・・・5
4. 工事の種類と建設工事（許可）の種類に対応・・・・・・・・・・7
5. 弊社工種と建設業法許可工種に対応・・・・・・・・・・8
【参考】建設業法許可工種の細区分工種と弊社工種について・・・・・・・・・・9
6. 提出書類・・・・・・・・・・14
7. 提出書類の記載要領・・・・・・・・・・15
8. 有資格者の認定について・・・・・・・・・・18
9. 経常建設共同企業体の申請について・・・・・・・・・・19
10. 事業協同組合の申請について・・・・・・・・・・21
11. 申請書類記載情報の取り扱い・・・・・・・・・・22

第3編 お問い合わせ先について・・・・・・・・・・23

第4編 【参考】提出書類の記入方法等

1. 建設工事・・・・・・・・・・24
2. 経常建設共同企業体・・・・・・・・・・27
3. 提出する際の注意点（インターネット一元受付を除く。）・・・・・・・・・・33

第1編 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格の申請に係る留意点

1. インターネット受付（定期受付）について

定期受付による申請は、インターネット一元受付（※注）をご利用ください。

なお、インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ、郵送による競争参加資格審査申請書類の受付をします（持参不可）。その場合、インターネット一元受付による申請と、郵送による申請の重複がないかを必ずご確認のうえ、郵送してください。

（例：本店（インターネット）と支店（郵送）との重複申請）

※注 国土交通省インターネット一元受付専用ホームページ

URL <https://www.pqr.mlit.go.jp/>

開設期間：2020年11月2日（月）～2021年1月15日（金）

2. 社会保険等の加入について

経営事項審査の総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証等）の提出が必要となります。

3. 持参による申請の受付について

持参による申請は受付いたしません。必ず郵送により申請してください。新型コロナウイルス感染防止の観点からも遵守していただきますようお願いいたします。また、申請書類等の送達に関するお問い合わせには応じかねますので、送達の確認が必要な場合は、書留など追跡が可能な郵便を利用してください。

4. 有資格者名簿のホームページ掲載について

資格認定通知書の発行及び通知は行っておりません。有資格者の登録状況は、2021年4月以降に弊社ホームページに掲載する『2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加有資格者名簿』によりご確認ください。

※弊社ホームページ

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe>

5. その他

- ・消せるペン等の筆記具は使用しないでください。
- ・提出書類は原寸大でご提出ください（ページ割付（「2 in 1」等）は不可）。
- ・申請書類は日本語で記入してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- ・受領証の発行は行っておりません。あらかじめ、ご了承ください。

第2編 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格について

1. 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格について

2021・2022年度（令和3・4年度）において、弊社が発注する工事の入札手続きに参加を希望される方は、あらかじめ『2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格』の有資格者認定を受けていることが必要です。

2. 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）

（1） 以下の阪神高速道路株式会社契約規則第6条の規定に該当する方は、資格の認定を受けることはできません。

（競争参加不適格者）

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について

て記載をしなかった者

八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者

九 法令の規定に違反して営業を行った者

（２） 社会保険等未加入建設業者は、資格の認定を受けることはできません。

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 3 項に定める建設業者)をいい、当該届出の義務がない方を除きます。

- ・ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第 7 条の規定による届出の義務

3. 2021・2022年度(令和3・4年度)競争参加資格にかかる審査申請・認定スケジュール

『2021・2022年度(令和3・4年度)競争参加資格』では、2021年4月1日に認定を行う『定期受付』と、2021年5月6日以降随時に認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付		随時受付
	インターネット申請	郵送申請	郵送申請
2020.11.2	●パスワード申込受付開始 ↓		
2020.12.1	●インターネット申請受付開始 ↓	●郵送受付開始 ↓	
2020.12.28	●パスワード配布終了 ↓	↓	
2021.1.15	●インターネット申請受付終了	↓	
2021.2.1		●郵送申請受付終了 (※2/1必着)	
2021.2.1			●郵送申請受付開始 ※2021.2.1～2021.4.23までの受付分は、2021.5.6認定(予定) 以降、毎月1日(土・日・祝日及び年始については翌営業日) 認定としております。
2021.4.1	●競争参加資格認定(予定)		
2021.5.6			●競争参加資格認定(予定)
2023.2.22			●受付終了(予定)
2023.3.31	©2021・2022年度(令和3・4年度)競争参加資格の有効期限		

(1) 定期受付(2年に1回実施)

① インターネット方式

インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページをご覧ください。<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

② 文書郵送方式(インターネット一元受付による申請が困難な場合のみ)

申請書類は郵送により提出してください。【※持参不可】

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留等の追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認してください。

また**受領証の発行はいたしません**。受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていても返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

受付期間 : 2020年12月1日(火)～2021年2月1日(月)【必着】

郵送先 : 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4
阪神高速道路株式会社 経理部契約課

(2) 随時受付（定期受付終了後（2021 年 2 月 1 日以降）随時実施）

申請書類は郵送により提出してください。【※持参不可】

申請書類等の受領に関するお問い合わせには応じかねます。受領の確認が必要な場合は、書留など追跡が可能な郵便を利用し、その追跡結果をもって確認してください。

また**受領証の発行はいたしません**。受付確認等の返信用封筒・葉書が同封されていても返送いたしませんので、あらかじめご了承ください。

郵送先 ： 〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4
 阪神高速道路株式会社 経理部契約課

※随時受付はインターネットで行うことはできません。

※初回認定は 2021 年 5 月 6 日となります。

(3) 認定までに要する期間

申請書類の受付後およそ 45 日以内です。

なお、有資格者の登録状況は、2021 年 4 月以降、弊社ホームページに掲載する『2021・2022 年度（令和 3・4 年度）有資格者名簿』によりご確認ください。

※弊社ホームページ

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe>

4. 工事の種類と建設工事（許可）の種類に対応

登録できる工事の種類（以下「工種」という。）、その工種の登録に必要な建設業法の許可及び工事内容は、下表のとおりです。

※登録できる工種の数に制限はありません。

	工 種	必要な建設業法の許可	工事に係る工事内容
1	土木	土木工事業	道路の新設、改築に係る土木工事
2	橋梁(メタル)	とび・土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	道路の新設に係る鋼構造物工事
3	橋梁(P・C)	土木工事業	道路の新設に係るP・C 構造物工事
4	舗装	舗装工事業	道路の新設、改築、修繕に係る舗装工事
5	電気	電気工事業	発電設備、受配電設備、屋内電気設備、屋外照明設備、屋外電力線路(管路を含む。)及び電力に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気工事
6	電気通信	電気通信工事業	有線通信設備、無線通信設備、データ通信及び処理装置、交通管制設備、道路情報設備、テレビ共聴設備、屋外通信線路(管路を含む。)及び通信・交通管制に係る遠方監視制御設備等の新設、改良、維持、修繕に係る電気通信工事
7	塗装	塗装工事業	鋼橋、道路付属物の塗装(塗替含む。)工事
8	建築	建築工事業	事務所、営業所、料金所、休憩施設、換気所、職員宿舍等の新築、改築、維持、修繕に係る建築工事
9	遮音壁	土木工事業、 とび・土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	遮音壁(吸音板、プラスチック板等)設置工事
10	管	管工事業	冷暖房、給排水、衛生、ガス、空調、トンネル消火の各設備の新設、改良、維持、修繕に係る管工事
11	機械器具設置	機械器具設置工事業 又は消防施設工事業	昇降機設備、トンネル換気及び防災設備、排水機設備、車両重量計測設備等の機械製作、設置、改良、維持、修繕に係る工事
12	標識設置	土木工事業、 とび・土工工事業、 鋼構造物工事業、 機械器具設置工事業又は解体工事業	道路標識の設置工事
13	造園	造園工事業	植樹、移植、張芝等の造園、維持管理に係る工事
14	維持修繕	土木工事業、 とび・土工工事業、 鋼構造物工事業、 舗装工事業 又は解体工事業	既供用路線における伸縮継手、排水設備、防護柵の取替、修繕、路下の設備等の他、上欄13工種のうち施設関係(電気、電気通信、建築、管、機械器具設置)を除く工種に係る小規模な維持修繕工事及び道路清掃
15	橋梁補修	土木工事業、 とび・土工工事業、 鋼構造物工事業又は解体工事業	既供用路線における鋼構造、コンクリート構造及びP・C 構造の橋梁の改築、修繕に係る工事
16	その他	右工事内容に対応する許可	1から15に該当しない工事(大工、左官、石、ガラス、建具等)

5. 弊社工種と建設業法許可工種の対応

弊社工種と建設業法許可工種の対応

工 種	1 土木一式	2 建築一式	3 大工	4 左官	5 コンクリート・土工・	6 石	7 屋根	8 電気	9 管	10 タイル・レンガ・	11 鋼構造物	12 鉄筋	13 ほ装	14 しゅんせつ	15 板金	16 ガラス	17 塗装	18 防水	19 内装仕上	20 機械器具設置	21 熱絶縁	22 電気通信	23 造園	24 さく井	25 建具	26 水道施設	27 消防施設	28 清掃施設	29 解体工事
1 土木	●																												
2 橋梁 (メタル)					●						●																		●
3 橋梁 (P・C)	●																												
4 舗装												●																	
5 電気							●																						
6 電気 通信																					●								
7 塗装																●													
8 建築		●																											
9 遮音壁	●				●						●																		●
10 管									●																				
11 機械器 具設置																				●							●		
12 標識 設置	●				●						●									●									●
13 造園																						●							
14 維持 修繕	●				●						●		●																●
15 橋梁 補修	●				●						●																		●
16 その他	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※申請書の作成において、年間平均完成工事高を分割又は合算計上する場合は、この表を参照してください。対応していない工種に計上することはできません。

【参考】建設業法許可工種の細区分工種と弊社工種について

細区分工種の工事の内容

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容	コード	弊社工種名
土木一式	一般土木	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	土木
土木一式	遮音壁	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
土木一式	グラウト	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にモルタル・セメントペーストを注入する工事（以下「グラウト工事」という。）に関するもの	01	土木
土木一式	プレストレストコンクリート	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事（以下「プレストレストコンクリート工事」という。）に関するもの	03	橋梁（PC）
土木一式	法面処理・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、アンカー工及びその他法面保護工事（以下「法面処理工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	01	土木
土木一式	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事（以下「土木保全工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	14	維持修繕
土木一式	標識・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、道路標識の設置工事（以下「標識工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	12	標識設置
土木一式	防護柵・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、交通安全施設（防護柵等）の設置工事及び法面保護のためのネット工事（以下「防護柵工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	17	その他（申請外）
土木一式	トンネル内装	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、トンネル内装板の設置工事（以下「トンネル内装工事」という。）に関するもの	01	土木
土木一式	軌道	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、軌道工事（以下「軌道工事」という。）に関するもの	17	その他（申請外）
土木一式	港湾土木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、港湾の施設である外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁）・係留施設（岸壁、棧橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場）及び前記施設と同種の施設の工事（以下「港湾土木工事」という。）に関するもの ※詳細は120ページを参照してください。	01	土木
土木一式	レール溶接他	レール溶接工事又は基準器設置工事	17	その他（申請外）
土木一式	一般土木・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	15	橋梁補修
土木一式	遮音壁・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
土木一式	グラウト・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、岩盤、土中、コンクリート等にモルタル・セメントペーストを注入する工事（以下「グラウト工事」という。）に関するもの	15	橋梁補修
土木一式	プレストレストコンクリート・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリートによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事（以下「プレストレストコンクリート工事」という。）に関するもの	15	橋梁補修
土木一式	土木保全・環境省（自然環境共生工事）・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事（以下「土木保全工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	15	橋梁補修
土木一式	標識・環境省（自然環境共生工事）・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、道路標識の設置工事（以下「標識工事」という。）に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	12	標識設置
土木一式	防護柵・環境省（自然環境共生工事）・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、交通安全施設（防護柵等）の設置工事及び法面保護のためのネット工事（以下「防護柵工事」という。）に関するもの	17	その他（申請外）
土木一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他（申請外）
建築一式	建築	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	08	建築
建築一式	木造建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事（以下「木造建築工事」という。）に関するもの	08	建築
建築一式	プレハブ建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、プレハブ材を用いて施工する建築工事（以下「プレハブ建築工事」という。）に関するもの	08	建築
建築一式	施設保全	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事（以下「施設保全工事」という。）に関するもの	08	建築
建築一式	遮音壁	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	17	その他（申請外）
建築一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他（申請外）
大工	建築	大工工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
大工	木造建築	大工工事のうち、木造建築工事に関するもの	16	その他
大工	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他（申請外）
左官	建築	左官工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
左官	木造建築	左官工事のうち、木造建築工事に関するもの	16	その他
左官	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	一般土木	とび・土工・コンクリート工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	遮音壁	とび・土工・コンクリート工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
とび・土工・コンクリート	グラウト	とび・土工・コンクリート工事のうち、グラウト工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	杭打	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事（以下「杭打工事」という。）に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	プレストレストコンクリート	とび・土工・コンクリート工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	法面処理	とび・土工・コンクリート工事のうち、法面処理工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	土木保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、土木保全工事に関するもの	14	維持修繕
とび・土工・コンクリート	標識	とび・土工・コンクリート工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
とび・土工・コンクリート	防護柵	とび・土工・コンクリート工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	トンネル内装	とび・土工・コンクリート工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	鋼構造物一般	とび・土工・コンクリート工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事（以下「鋼構造物一般工事」という。）に関するもの	02	橋梁（鉄）
とび・土工・コンクリート	鋼橋上部	とび・土工・コンクリート工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（以下「鋼橋上部工事」という。）に関するもの	02	橋梁（鉄）
とび・土工・コンクリート	建築	とび・土工・コンクリート工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	木造建築	とび・土工・コンクリート工事のうち、木造建築工事に関するもの	17	その他（申請外）
とび・土工・コンクリート	施設保全	とび・土工・コンクリート工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他（申請外）

細区分工種の工事の内容

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容	コード	弊社工種名
とび・土工・コンクリート	一般土木・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	遮音壁・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
とび・土工・コンクリート	クラウト・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、クラウト工事に関するもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	杭打・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。))に関するもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	プレストレストコンクリート・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	土木保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	橋梁補修
とび・土工・コンクリート	標識・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
とび・土工・コンクリート	防護柵・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	鋼構造物一般・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。))に関するもの	15	橋梁補修
とび・土工・コンクリート	鋼橋上部・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。))に関するもの	15	橋梁補修
とび・土工・コンクリート	施設保全・橋梁補修	とび・土工・コンクリート工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
とび・土工・コンクリート	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
石	一般土木	石工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
石	遮音壁	石工事のうち、遮音壁に関するもの	16	その他
石	土木保全	石工事のうち、土木保全工事に関するもの	16	その他
石	建築	石工事のうち、建築に関するもの	16	その他
石	施設保全	石工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
石	一般土木・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
石	遮音壁・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	16	その他
石	土木保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	16	その他
石	施設保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
石	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
屋根		屋根工事	16	その他
屋根	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
電気	電気設備	電気工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	05	電気
電気	電気設備(鉄道信号設備)	電気工事の電気設備のうち、信号関係等に係るもの	05	電気
電気	受変電設備	電気工事のうち、受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事(以下「受変電設備工事」という。))に関するもの	05	電気
電気	受配電設備	電気工事のうち、受配電設備(自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	05	電気
電気	施設保全	電気工事のうち、施設保全工事に関するもの	05	電気
電気	電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事	17	その他(申請外)
電気	電気設備・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	05	電気
電気	施設保全・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	05	電気
電気	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
管	暖冷房衛生設備	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「暖冷房衛生設備工事」という。)	10	管
管	水処理設備	管工事のうち、水処理のプラント設備(産業排水処理設備等)の工事(以下「水処理設備工事」という。))に関するもの	10	管
管	施設保全	管工事のうち、施設保全工事に関するもの	10	管
管	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	一般土木	タイル・れんが・ブロック工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	遮音壁	タイル・れんが・ブロック工事のうち、遮音壁に関するもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	土木保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、土木保全工事に関するもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	トンネル内装	タイル・れんが・ブロック工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	建築	タイル・れんが・ブロック工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	木造建築	タイル・れんが・ブロック工事のうち、木造建築工事に関するもの	17	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	施設保全	タイル・れんが・ブロック工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	一般土木・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	遮音壁・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	土木保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	16	その他
タイル・れんが・ブロック	施設保全・橋梁補修	タイル・れんが・ブロック工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
タイル・れんが・ブロック	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
鋼構造物	鋼構造物一般	鋼構造物工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	02	橋梁(メタル)
鋼構造物	鋼橋上部	鋼構造物工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	02	橋梁(メタル)
鋼構造物	遮音壁	鋼構造物工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁

細区分工種の工事の内容

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容	コード	弊社工種名
鋼構造物	土木保全	鋼構造物工事のうち、土木保全工事に関するもの	14	維持修繕
鋼構造物	標識	鋼構造物工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
鋼構造物	防護柵	鋼構造物工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	軌道	鋼構造物工事のうち、軌道工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	建築	鋼構造物工事のうち、建築に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	施設保全	鋼構造物工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	通信設備	鋼構造物工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	機械設備一般	鋼構造物工事のうち、機械設備工事で他の工事種別に属する工事以外のもの(以下「機械設備工事」という。)	17	その他(申請外)
鋼構造物	建物機械設備	鋼構造物工事のうち、建物機械設備(車重計設備、軸重計設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「建物機械設備工事」という。)並びに水処理設備工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	トンネル換気設備	鋼構造物工事のうち、トンネル換気設備(トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備等)で機器製作(改造含む)、据付、試験調整を伴う工事(以下「トンネル換気設備工事」という。)に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	鋼構造物一般・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	15	橋梁補修
鋼構造物	鋼橋上部・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	15	橋梁補修
鋼構造物	遮音壁・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
鋼構造物	土木保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	橋梁補修
鋼構造物	標識・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
鋼構造物	防護柵・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	施設保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	通信設備・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事(以下「通信設備工事」という。)に関するもの	17	その他(申請外)
鋼構造物	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
鉄筋	一般土木	鉄筋工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
鉄筋	遮音壁	鉄筋工事のうち、遮音壁に関するもの	17	その他(申請外)
鉄筋	軌道	鉄筋工事のうち、軌道工事に関するもの	17	その他(申請外)
鉄筋	建築	鉄筋工事のうち、建築工事に関するもの	17	その他(申請外)
鉄筋	一般土木・橋梁補修	鉄筋工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
鉄筋	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
舗装	セメント舗装	舗装工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	04	舗装
舗装	アスファルト舗装	舗装工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	04	舗装
舗装	土木保全	舗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	14	維持修繕
舗装	セメント舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、セメントコンクリートを用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	04	舗装
舗装	アスファルト舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、瀝青アスファルト材を用いて行う道路等の舗装工事(土木保全工事を除く。)に関するもの	04	舗装
舗装	土木保全・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	14	維持修繕
舗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
しゅんせつ		しゅんせつ工事	16	その他
しゅんせつ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
板金	建築	板金工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
板金	標識	板金工事のうち、標識工事に関するもの	16	その他
板金	トンネル内装	板金工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	16	その他
板金	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
ガラス		ガラス工事	16	その他
ガラス	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
塗装	塗装一般	塗装工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	07	塗装
塗装	区画線	塗装工事のうち、道路区画線工事に関するもの	17	その他(申請外)
塗装	土木保全	塗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	07	塗装
塗装	建築	塗装工事のうち、建築に関するもの	07	塗装
塗装	施設保全・環境省(展示・内装仕上工事)	塗装工事のうち、施設保全工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	07	塗装
塗装	塗装一般・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	07	塗装
塗装	土木保全・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	07	塗装
塗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
防水	一般土木	防水工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
防水	法面処理	防水工事のうち、法面処理工事に関するもの	17	その他(申請外)

細区分工種の工事の内容

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容	コード	弊社工種名
防水	土木保全	防水工事のうち、土木保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
防水	建築	防水工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
防水	施設保全	防水工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
防水	一般土木・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
防水	土木保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
防水	施設保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
防水	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
内装仕上	建築	内装仕上工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
内装仕上	木造建築	内装仕上工事のうち、木造建築工事に関するもの(畳、ふすまに関するものを除く)	16	その他
内装仕上	畳・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、畳に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	16	その他
内装仕上	ふすま・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	16	その他
内装仕上	トンネル内装・環境省(展示・内装仕上工事)	内装仕上工事のうち、トンネル内装工事に関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	16	その他
内装仕上	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
機械器具設置	機械設備一般	機械器具設置工事のうち、機械設備一般工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	大気汚染防止設備工事	機械器具設置工事のうち、大気汚染防止のプラント設備(集塵設備等)の工事(以下「大気汚染防止設備工事」という。)に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	トンネル換気設備	機械器具設置工事のうち、トンネル換気設備工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	水処理設備・環境省(水環境処理工事)	機械器具設置工事のうち、水処理設備工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	管・環境省(水環境処理工事)	機械器具設置工事のうち、管工事に関するもの、もしくは環境省における水環境処理工事に関するもの	17	その他(申請外)
機械器具設置	土木保全	機械器具設置工事のうち、土木保全工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	標識	機械器具設置工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
機械器具設置	軌道	機械器具設置工事のうち、軌道工事に関するもの	17	その他(申請外)
機械器具設置	施設保全	機械器具設置工事のうち、施設保全工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	土木保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	標識・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
機械器具設置	施設保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	11	機械器具設置
機械器具設置	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
熱絶縁	暖冷房衛生設備	熱絶縁工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
熱絶縁	機械設備一般	熱絶縁工事のうち、機械設備工事に関するもの	17	その他(申請外)
熱絶縁	施設保全	熱絶縁工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
熱絶縁	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
電気通信	通信	電気通信工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	06	電気通信
電気通信	遠方監視制御設備	電気通信工事のうち、遠方監視制御設備(情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換設備、衛星通信設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	06	電気通信
電気通信	交通情報設備	電気通信工事のうち、交通情報設備(可変表示設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像伝送・処理設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備を含む)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	06	電気通信
電気通信	施設保全	電気通信工事のうち、施設保全工事に関するもの	06	電気通信
電気通信	施設保全・橋梁補修	電気通信工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	06	電気通信
電気通信	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
造園	造園一般・環境省(自然環境共生工事)	造園工事で他の工事種別に属する工事以外のもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	13	造園
造園	土木保全・環境省(自然環境共生工事)	造園工事のうち、土木保全工事に関するもの、もしくは環境省における自然環境共生工事に関するもの	13	造園
造園	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
さく井		さく井工事	16	その他
さく井	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
建具	建築	建具工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
建具	木造建築	建具工事のうち、木造建築工事に関するもの(ふすまに関するものを除く。)	16	その他
建具	ふすま・環境省(展示・内装仕上工事)	建具工事のうち、ふすまに関するもの、もしくは環境省における展示・内装仕上工事に関するもの	16	その他
建具	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
水道施設	一般土木	水道施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
水道施設	土木保全	水道施設工事のうち、土木保全工事に関するもの	16	その他
水道施設	暖冷房衛生設備	水道施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	16	その他
水道施設	水処理設備	水道施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの	16	その他

細区分工種の工事の内容

建設業許可工事種別	細区分工種名	工 事 の 内 容	コード	弊社工種名
水道施設	施設保全	水道施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
水道施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
消防施設	建築	消防施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	11	機械器具設置
消防施設	施設保全	消防施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	16	その他
消防施設	暖冷房衛生設備	消防施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	11	機械器具設置
消防施設	非常用設備	消防施設工事のうち、非常用設備(火災報知器、水噴霧設備、消火栓設備)で機器製作(改造を含む)、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	11	機械器具設置
消防施設	電気設備	消防施設工事のうち、電気設備工事に関するもの	17	その他(申請外)
消防施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
清掃施設	建築	清掃施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	16	その他
清掃施設	暖冷房衛生設備	清掃施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	16	その他
清掃施設	建物機械設備	清掃施設工事のうち、建物機械設備工事に関するもの	16	その他
清掃施設	水処理設備	清掃施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの	16	その他
清掃施設	大気汚染防止設備工事	清掃施設工事のうち、大気汚染防止設備工事に関するもの	16	その他
清掃施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
解体	一般土木	解体工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他(申請外)
解体	遮音壁	解体工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
解体	グラウト	解体工事のうち、グラウト工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	杭打	解体工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの	17	その他(申請外)
解体	プレストレストコンクリート	解体工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	土木保全	解体工事のうち、土木保全工事に関するもの	14	維持修繕
解体	標識	解体工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
解体	防護柵	解体工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	トンネル内装	解体工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	鋼構造物一般	解体工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの	02	橋梁(メタル)
解体	鋼橋上部	解体工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの	02	橋梁(メタル)
解体	建築	解体工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他(申請外)
解体	木造建築	解体工事のうち、木造建築工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	施設保全	解体工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	一般土木・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	17	その他(申請外)
解体	遮音壁・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	09	遮音壁
解体	グラウト・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、グラウト工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	杭打・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちコンクリート杭施工工事(以下「杭打工事」という。)に関するもの	17	その他(申請外)
解体	プレストレストコンクリート・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、プレストレストコンクリート工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	土木保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	橋梁補修
解体	標識・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	12	標識設置
解体	防護柵・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	鋼構造物一般・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事(以下「鋼構造物一般工事」という。)に関するもの	15	橋梁補修
解体	鋼橋上部・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事(以下「鋼橋上部工事」という。)に関するもの	15	橋梁補修
解体	施設保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	17	その他(申請外)
解体	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	17	その他(申請外)
その他	その他工事	その他	17	その他(申請外)
建設業法以外	土木関係	建設業法以外の工事で土木関係のもの	17	その他(申請外)
建設業法以外	施設関係	建設業法以外の工事で施設関係のもの	17	その他(申請外)

【注意】

細区分工種名の港湾土木については、以下のとおり補足します。

① 港湾の施設とは、港湾法第2条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のマリーナや発電所等の専用港湾の施設を含む。

② 前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁(外郭施設)」及び「岸壁、棧橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場(係留施設)」の施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。

③ 上記①及び②の施設の建設に関連して施工されるケーン、ブロック等のプレキャスト部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。

④ 上記の工事に係る完成工事高は、請負工事単位で港湾土木工事(請負工事に占める港湾土木工事の割合が、50%以上のものに限る。)に該当するものを計上するものとする。なお、一つの請負工事に係る完成工事高を分割又は重複計上することはできない。

6. 提出書類

定期受付の場合、国土交通省等インターネット一元受付により、既に申請を行っている方は、別途、書類による申請は必要ありません。重複申請のないようご注意ください。

(1) 提出書類は、次のとおりです。部数は各 1 部です。

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）・・・様式 1－1、様式 1－2
- ② 総合評定値通知書の写し
- ③ 社会保険等の加入を証する書類の写し
総合評定値通知書で社会保険等の加入状況が「未加入」であった後に「加入」又は「適用除外」となった場合に必要になります。
- ④ 営業所一覧表・・・様式 2
- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ）

代理申請する場合には、申請者本人（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状の提出が必要です。委任状は、次の条件を満たすものの正本を提出してください。

- （委任状の条件）
- ・委任状の日付が申請日前 3 か月以内のもの。
 - ・委任の範囲を具体的に記載していること。
 - ・受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
 - ・委任者・受任者の住所及び氏名の記載があること。
 - ・委任者の押印があること。

(2) 提出書類に不備等があった場合は、書類の受理はできません。後日、改めて提出していただくことになりますので十分ご注意願います。

7. 提出書類の記載要領

- (1) 提出書類の記載にあたっては、各様式に定めがあるものを除き、経営事項審査（以下「経審」という。）の審査基準日の状況で記載してください（経審についての注意点は下記参照）。
- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）・・・様式1－1、様式1－2

01	1新規/2更新	該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付してください。なお、過去に一度でも登録がある場合は「2」に○印を付してください。																																				
02	受付番号	何も記入しないでください。																																				
03	業者コード	更新の方のみ(過去に1度でも登録された方は全て)記入してください。新規の方は空欄にしてください。																																				
04	許可番号	許可を受けている建設業の許可番号を総合評定値通知書から転記してください。																																				
05	適格組合証明	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。																																				
06	郵便番号	フリガナはカタカナを用いることとし、濁点及び半濁点は1文字として記入してください。 なお、株式会社等法人の種類を表す文字、都道府県名、地番、ビル名についてはフリガナは不要です。 都道府県名から記入してください。「丁目」及び「地番」の文字は「ー」(ハイフン)を用いて記入してください。																																				
13	連絡先となる本 支店・営業所等	電話番号及びFAX番号は、市外局番、市内局番及び番号との間は「ー」(ハイフン)で区切って記入してください。																																				
07	住所	本店の住所を記入してください(実際の住所)。																																				
08	商号 又は名称	会社法人等の種類を表す文字は以下の略号を用いることとし、括弧()はそれぞれ1文字として記入してください。 なお、文字が欄の中に収まらない場合には適宜欄を追加してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>種類</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>共業組合</td> <td>(業)</td> <td>公益社団法人</td> <td>(公社)</td> </tr> <tr> <td>有限会社</td> <td>(有)</td> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> <td>特例財団法人</td> <td>(特財)</td> </tr> <tr> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> <td>一般財団法人</td> <td>(一財)</td> <td>特例社団法人</td> <td>(特社)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>一般社団法人</td> <td>(一社)</td> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> </tr> <tr> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> <td>公益財団法人</td> <td>(公財)</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>(責)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	記号	種類	記号	種類	記号	株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)	有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)	合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)	合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)	合同会社	(合)	協同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)
種類	記号	種類	記号	種類	記号																																	
株式会社	(株)	共業組合	(業)	公益社団法人	(公社)																																	
有限会社	(有)	企業組合	(企)	特例財団法人	(特財)																																	
合資会社	(資)	一般財団法人	(一財)	特例社団法人	(特社)																																	
合名会社	(名)	一般社団法人	(一社)	合同会社	(合)																																	
協同組合	(同)	公益財団法人	(公財)	有限責任事業組合	(責)																																	
09	代表者氏名																																					
10	申請事務 担当者氏名	氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前の間は1文字空けて記入してください。																																				
13	連絡先となる本 支店・営業所等	弊社からの連絡先となる本支店又は営業所等を記入してください。 なお、07 の連絡先と異なる場合に記入してください。																																				
14	申請代理人	行政書士等が代理人として代理申請する場合に記載してください。 なお、代理申請する場合には委任状が必要です。																																				
15	外資状況	外資系企業(日本国籍会社を含みます。)の場合に該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に「○」印を付するとともに〔 〕内に国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。 なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいいます。																																				
16	営業年数	建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日(2種類以上の時は最も早い開始日)から審査基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間(1年未満切り捨て)を記入してください(総合評定値通知書に記載されている営業年数を記入してください)。																																				
17	総社員数	審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含みます。)に、法人にあつては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの、個人にあつてはその者又はその支配人で常勤のもの、の数を加えた数を記入してください。																																				

18 完成工事高	① 希望 工 種	希望する工種の番号に○印を付して下さい(希望工種の数に制限はありません。) 希望工種は、当該希望工種に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受け、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます(「第2編 4. 工事の種類と建設工事(許可)の種類対応」を参照してください。)
	② 年 間 平 均 完 成 工 事 高	総合評定値通知書をもとに、希望工種の欄に当該工種に対応する「建設工事の種類」の年間平均完成工事高(千円未満四捨五入)を記入してください。 総合評定値通知書に記載されている一つの年間平均完成工事高を2つ以上の登録を希望する工種に分割して申請する場合、その年間平均完成工事高を分離計上してください。例えば、総合評定値通知書の「土木一式」の年間平均完成工事高が20,000千円で、「土木」と「維持修繕」の2工種を希望される場合は、「土木」に関する年間平均完成工事高が12,000、「維持修繕」8,000と記入することになります。また、総合評定値通知書に記載されているいくつかの完成工事高を登録を希望する一つの工種に合算計上して申請することもできます(「第2編 5. 弊社工種と建設業法許可工種対応」を参照してください。) 実績がない工種を希望されるときは、「0」を記入してください。 ※当該希望工種において年間平均工事完成高が「0」であっても、当該希望工種に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能です。 「合計」の欄には、総合評定値通知書の年間平均完成工事高の合計を記入してください。希望工種に記入した金額の合計ではありませんので、注意してください。「合計」の欄の金額と希望する工種に記入した金額の合計額に差がある場合は「17(希望する工種以外)」の欄に記入してください。
19	ISO 取得状況	該当する箇所にレ点を記入してください。

※ 総合評定値通知書についての注意点

2021・2022年度(令和3・4年度)資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。

ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類(保険料の領収証等)の提出が必要となります。

保険料の領収書等とは、下記に示すいずれかの書類とします。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し
- ・適用除外誓約書

(定期受付の場合)

資格審査を申請する際の経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日から1年7か月前までの決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

具体的には、2021・2022 年度（令和 3・4 年度）定期受付の場合、令和元年 6 月 30 日以降を審査基準日とするものとし、令和元年 6 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例として、2021・2022 年度（令和 3・4 年度）競争参加資格申請においては、平成 30 年 10 月 30 日以降を審査基準日とするもの（平成 30 年 10 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

（随時受付の場合）

資格審査を申請する際の経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、随時受付の申請をする日から 1 年 7 か月前までの決算日を審査基準日とするものでなければなりません。

(3) 営業所一覧表・・・・・・・・様式 2

営業所一覧表には、本店及び近畿 2 府 4 県に所在する支店・営業所等を、府県ごとに下記※ 1 の順番に従って記入してください。なお、添付書類として、建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを提出してください。

※ 1 近畿 2 府 4 県

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県

※ 2 本店のみの場合も記入してください。

(4) 納税証明書の写し

① 納税証明書の様式

次の様式（写し）を提出してください。

様 式	証 明 の 内 容	個 人	法 人
国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2）	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	○	
国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 3）	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		○

② 有効な納税証明年月日

申請の際に、証明年月日が申請書提出日以前の 3 か月以内に発行された納税証明書の写しを添付してください。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（納税の猶予・換価の猶予・特例猶予）を受けたため、納税証明書の写しを提出できない場合は、国税の猶予制度の適を受けていることを示す書類の写しを提出してください。

8. 有資格者の認定について

- (1) 有資格者として認定されたときは、弊社ホームページの『2021・2022 年度（令和 3・4 年度）有資格者名簿』に掲載します。
- (2) 審査の結果、有資格者として認定できない場合は、その旨を通知します。
- (3) 有資格者としての有効期間は、資格認定の日から 2023 年 3 月 31 日までとします。
- (4) **登録できる工種の数に制限はありません。**
- (5) 様式 1－2 の 16 ～ 19 については、書類提出後の変更、修正はできません。なお、資格登録後、18 の①の希望工種を追加すること、取下げることが可能です。
- (6) 個人から法人、法人から個人へ組織を変更する場合は、新たに競争参加資格の申請が必要になります。
- (7) 提出書類に虚偽の申告をした場合は、競争参加資格の取消し又は弊社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止の措置を講ずることがあります。

9. 経常建設共同企業体の申請について

(1) 受付工種

土木、塗装の2工種とします。

(2) 受付期間

2021年4月以降に弊社ホームページに『2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加有資格者名簿』を掲載いたしますので、その日以降、郵送による受付を随時行います。

(3) 適格要件

① 中小建設業者又は中堅建設業者であること。

- ・中小建設業者とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1号に規定する中小建設業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは個人）をいいます。
- ・中堅建設業者とは、資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社若しくは個人であって中小建設業者でないものをいいます。

② 中小建設業者のみによる組合せの構成員の場合は、2者又は3者であること。

③ 中堅建設業者のみによる組合せ又は中堅建設業者と中小建設業者の組合せの時の構成員は、2者であること。

④ 経常建設共同企業体の各構成員は、その申請工種について、あらかじめ構成員単独で2021・2022年度（令和3・4年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）を提出し、弊社の資格認定を受けていること。

⑤ 土木工事業又は塗装工事業について建設業の許可の更新を受けたことがあること。

⑥ 土木工事業又は塗装工事業について元請として一定の実績を有すること。

⑦ 全ての構成員に、土木工事業又は塗装工事業に係る監理技術者となることができる方又は当該業種に係る主任技術者となることができる方で、国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たってはこれらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(4) 構成員

『2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加有資格者名簿』に記載されている等級で、同一等級又は直近等級に属する方の組合せになります。

(5) 出資（分担）比率

経常建設共同企業体の構成員の出資（分担）比率の最小限度は、構成員数が2者の場合にあっては30%、3者の場合にあっては20%です。

(6) 提出書類

① 提出書類は、次のとおりです。部数は各1部です。

- (a) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)(経常建設共同企業体)・様式3

- (b) 経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）・・・・・・・・様式４－１又は４－２
協定書は、各構成員の代表者名で作成し、実印を押してください。

必ず、弊社指定の様式にそのまま記入し、袋綴じのうえ割印をしてください。自社で作成された様式では受け付けません。

- (c) 構成員全員の印鑑証明書（審査申請書提出日の３か月以内のもの）

- ② 提出書類に不備等があった場合は、書類の受理はできません。後日、改めて提出していただくことになりますので十分ご注意願います。

(7) その他

- ① 経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員になることはできません。
- ② 経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体（大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合、その他工事の規模、性質等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に建設業者が工事毎に結成する共同企業体をいいます。）の構成員になることはできません。

※注意事項※

1. 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

同一工種内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。ただし、経常建設共同企業体として登録を希望する場合は、その申請工種につきあらかじめ構成員単独で認定を受けていることが必要です。既に単体企業として認定済みで、経常建設共同企業体として登録を希望する場合には、単体企業としての認定を取り下げることになりますので、ご了承のうえ申請してください。

2. 加算調整の廃止

経常建設共同企業体の客観点数の加算調整はありません。

10. 事業協同組合の申請について

(1) 特例扱いを希望する場合

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため、特例計算が定められています。

この特例扱いを希望できる事業協同組合は、「中小企業等協同組合法」に基づく事業協同組合で建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の希望工種のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工種で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工種についてのみ行います。

① 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大5者を審査対象者とし、事業協同組合と併せて審査を行います。

審査対象者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (a) 当該組合の組合員であること。
- (b) 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
- (c) 当該希望工種に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている方であること。
- (d) 欠格要件（「第2編 2. 2021・2022年度（令和3・4年度）競争参加資格の認定ができない方（欠格要件）」参照）に該当しない方であること。

② 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、「第2編 6. 提出書類」の(1)に記載する提出書類の他に次の書類（任意の様式で差し支えありません。）を提出してください。

- (a) 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類
- (b) 役員名簿
- (c) 組合員名簿
- (d) 官公需適格組合証明書の写し
- (e) 各審査対象者の次に掲げる書類

ア 各審査対象者における総合評定値通知書の写し

イ 各審査対象者における納税証明書の写し

※ 「各審査対象者における納税証明書の写し」については、「第2編 7. 提出書類の記載要領」の(4)をご覧ください。

③ 提出書類の記載要領

「第2編 7. 提出書類の記載要領」のほか、特に次の点に注意し記入してください。

- ・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）〔様式1－1、様式1－2〕
 - ア 特例扱いを希望する場合は、提出年月日の「 年 月 日」と記載されている欄の右の余白に特例扱いを希望する旨（例えば「特例計算を希望します。」）及びその希望工事種別を朱書してください。
 - イ 「**18** 完成工事高」の欄には、事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高を合計した金額を記入してください。

(2) 特例扱いを希望しない場合

① 提出書類

「第2編 6. 提出書類」の(1)に記載する書類を提出してください。

② 提出書類の記載要領

・「第2編 7. 提出書類の記載要領」のほか、特に次の点に注意して記入してください。また、記入する内容は、事業協同組合自体のものにしてください。

- ・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）〔様式1－1、様式1－2〕
 - 「**18** 完成工事高」の欄には、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記入してください。

1.1. 申請書類記載情報の取り扱い

弊社は、競争参加資格申請により知り得た情報（個人情報を含む。）を競争参加資格の審査以外の目的には利用いたしません。

なお、有資格業者名簿情報は工事の発注を目的として阪神高速グループにおいて共同利用することがあります。あらかじめご了承ください。

第3編 お問い合わせ先について

提出書類の受付、記載方法等で不明な点があるときは、以下にお問い合わせください。

1. インターネット一元受付にかかるヘルプデスク

【開設期間】 2020年11月2日～2021年1月15日

午前 9:00～午後 5:00

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

【建設工事／電話番号】 052-307-5968

2. 上記以外（郵送による定期受付、随時受付） 阪神高速道路株式会社経理部契約課

〒530-0005 大阪市北区中之島 3-2-4 06-6203-8888（代表）

【受付日】 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

【受付時間】 午前 10:00～午前 12:00
午後 1:00～午後 5:00

第4編 【参考】提出書類の記入方法等

1. 建設工事

【記入例】

様式1-1

01	1 新規 2 更新	※02受付番号		03 業者コード	1 2 3 4 5	04 許可番号	0 0 — 0 1 2 3 4 5	05 適格組合証明	年 月 日 第 号
----	--------------	---------	--	----------	-----------	---------	-------------------	-----------	--------------

弊社に初めて登録する場合は「1」に、工種を問わず過去に一度でも登録がある場合は「2」に○をしてください

更新の方、過去に登録のあった方のみ記入してください

許可を受けている建設業の許可番号を記入してください

官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください(該当者のみ記入)

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (建設工事)

提出年月日を記入してください

2021・2022年度(令和3・4年度)において、貴社で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日
阪 神 高 速 道 路 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 殿

本社(店)について、登記簿上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、このあたりに登記簿上の所在地を記入してください

左詰めで都道府県から記入してください

「丁目」「番地」は「ー」(ハイフン)で記入してください

フリガナはカタカナを用い、濁点及び半濁点は1文字として記入してください

法人を表す文字は、作成の手引き15ページをご覧ください

かつこ「J」、「F」はそれぞれ1文字として記入してください

06 郵便番号	5 3 0 0 0 0 5
07 住所(本店)	大 阪 府 大 阪 市 北 区 中 之 島 3 - 2 - 4 中 之 島 フ ェ ス テ ィ バ ル タ ワ
08 商号又は名称	阪 神 高 速 道 路 (株)
09 代表者氏名	代 表 取 締 役 阪 神 工 事
10 申請事務担当者氏名	神 戸 花 子
11 本社(本店)電話番号	0 6 - 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0
12 FAX番号	0 6 - 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0
13 連絡先となる本支店・営業所等(連絡先が本店となる場合は記入しないで下さい。)	
郵便番号	5 5 2 0 0 0 6
住所	大 阪 府 大 阪 市 港 区 石 田 3 - 1 - 2 5
支店・営業所名	管 理 本 部 管 理 企 画 部
電話番号	0 6 - 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0
FAX番号	0 6 - 0 0 0 0 0 0 - 0 0 0 0 0 0

ビル名を入れる場合、1マスあけて記入してください

代表者名を記入してください
氏名は漢字、フリガナともに姓と名の間を1マスあけて記入してください

申請事務担当者氏名・電話番号を記入してください
氏名は漢字、フリガナともに姓と名の間を1マスあけて記入してください

(代理申請時使用欄)

14 申請代理人 申請代理人 郵便番号 ▲▲▲-▲▲▲
申請代理人 住 所 大阪市北区中之島▲-▲-▲
申請代理人 氏 名 行政書士 高速 太郎

申請代理人 電話番号 06-0000-0000

行政書士等が代理申請する場合にのみ記入してください

※欄については、記載しないこと。

【記入例】

様式1-2

15 外資状況

1 外国籍会社 〔国名: 〕	2 日本国籍会社 〔国名: 〕 (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 〔国名: 〕 (外資比率: %)	〔国名: 〕 (外資比率: %)
-------------------	------------------------------------	---------------------------------	---------------------

外資系企業のみ記入してください

16 営業年数

5 0 年

経審に記載されている年数を記入してください

17 総社員数(人)

5 0 0

経審の審査基準日時点の総従業員数を記入してください

① 希 望 工 種		② 年 間 平 均 完 成 工 事 高										
申請を希望する工種の番号に○印		(千円)										
完 成 工 事 高	01	土 木						1	2	0	0	0
	02	橋 梁 (メ タ ル)										
	03	橋 梁 (P ・ C)										
	04	舗 装										
	05	電 気										0
	06	電 気 通 信										
	07	塗 装										
	08	建 築										
	09	遮 音 壁										
	10	管										
	11	機 械 器 具 設 置										
	12	標 識 設 置										
	13	造 園										
	14	維 持 修 繕							8	0	0	0
	15	橋 梁 補 修										
	16	そ の 他										
	17	(希 望 する工 種 以 外)							1	0	0	0
	合 計							2	1	0	0	0

申請を希望する工種の番号に必ず○をしてください
(登録できる工種の数に制限はありません。)

19 ISO取得状況

ISO9001シリーズ

有り ☐ 無し ☒

ISO14001シリーズ

有り ☐ 無し ☒

有り、無しいずれかに○点を記入してください
(経審と同じ)

(注) ②年間平均完成工事高については、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

経審をもとに、

①希望する工種のみ記入してください

②合計額は経審の年間平均工事高と同額としてください

③希望する工種合計額と②の合計額の差がある場合は17(希望する工種以外)に記入してください

例 土木 12,000
電気 0
維持修繕 8,000
(希望する工種以外) 1,000(合計額が経審と同額になるよう調整する)
合 計 21,000(経審と同額)

營 業 所 一 覽 表

左詰めで都道府県名
から記入
「丁目」「番地」は
「-（ハイフン）」で
記入してください

様式1-1に記載の連絡先
(07 または 13)
に○印を付してください

- 1 「営業所名称」欄には、本店及び近畿2府4県に所在する支店・営業所等又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰めで記載すること。
- 3 「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。

2. 経常建設共同企業体

【記入例】

様式3

弊社に初めて登録する場合は「1」に、過去に一度でも経常建設共同企業体として登録がある場合は「2」に○をしてください

1	新規
2	更新

※受付番号

業者コード

0 0 0 0 0

更新の場合、または過去に登録のあった場合のみ記入してください

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (建設工事) (経常建設共同企業体)

2021・2022年度(令和3・4年度)において、貴社で行われる建設工事に係る競争に参加するため、今般共同連帯責任による経常建設共同企業体を結成しましたので、資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類については、事実と相違しないことを誓約します。

また、経常建設共同企業体として認定を受けた工種については、単体企業として認定を受けている当該工種についての認定を
取り下げることとします。

年 月 日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長

殿

単体企業としての認定の
取り下げを兼ねています

代表者となる会
社の本社(本
店)の電話及び
FAX番号

協定書第3
条の住所
(営業所等
でも可)を都
道府県名か
ら記入してく
ださい

共同企業体の名称	大阪・神戸高速経常建設共同企業体		フリガナ	オオサカ・コウヘ・コウソク	
代表者となる 会社名	大阪高速塗装株式会社	電話番号	06 - 0000 - 0000		
		FAX番号	06 - 0000 - 0000		
事務所の所在地	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト				
事務所 の 所在する会社名	大阪高速塗装株式会社	電話番号	06 - 0000 - 0000		
		FAX番号	06 - 0000 - 0000		
メールアドレス					
共同企業体の構成員の会社名		業者コード	形態	出資・分担予定比率	
(A)	大阪高速塗装株式会社	1 1 1 1 1	1. 甲型	7	0 %
(B)	神戸高速塗装株式会社	2 2 2 2 2		3	0 %
(C)			2. 乙型		%
共同企業体で 希望する工種		氏名 神戸 太郎			
1. 土木 2. 塗装		作成者 会社名及び担当部課名 大阪高速塗装株式会社 ○○部○○課			
		連絡先 電話番号 06 - 0000 - 0000			

※欄については、記載しないこと。

〇〇・△△経常建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 区 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、2023年3月31日までとする。ただし、存続期間が経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇建設株式会社

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、阪神会社及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札見積、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行 とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、阪神会社及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成させる日までは当企業体を脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させるものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び阪神会社の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対して理由を付してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び阪神会社の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・△△経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

県 市 町 番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

印

県 市 町 番地

△△建設株式会社

代表取締役

印

〇〇・△△経常建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、阪神高速道路株式会社（以下「阪神会社」という。）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇・△△経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 区 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、2023年3月31日までとする。ただし、存続期間が経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇建設株式会社

△△建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、阪神会社及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札見積、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第8条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価額については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員からなる運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定し、阪神会社に受理された工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分担)

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通経費の分担)

第13条 建設工事施工中に発生した共通の経費については、分担工事額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し阪神会社及び第三者に与えた損害は、当該構成員が、これを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても、第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成させる日までは当企業体を脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、工事途中において破産又は解散した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成させるものとする。

2 前項の場合において、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(契約不適合)があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇・△△経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、1通は阪神会社に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

県 市 町 番地

〇〇建設株式会社

代表取締役

印

県 市 町 番地

△△建設株式会社

代表取締役

印

3. 提出する際の注意点（インターネット一元受付を除く。）

- ・申請書類は日本語で記入してください。外国語を用いた書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- ・申請書類を順番どおりに揃えて提出してください。
- ・郵送された書類に不備・不明な点があった場合には、再提出していただくことがありますので、ご注意ください。
- ・ホッチキス止めはしないでください。

（例示）

(c) 構成員全員の印鑑証明書
(※3か月以内のもの)

(b) 経常建設共同企業体協定書(提出分)

(a) 参加資格審査申請書(経常建設共同企業体)



（例示）

⑥ 委任状(代理人申請の場合)

⑤ 納税証明書(写)

④ 営業所一覧表
建設業許可申請書の営業所一覧表の写しを添付

③ 社会保険等の加入を証する書類の写し
総合評価値通知書で社会保険等の加入状況が
「未加入」であった後に「加入」又は
「適用除外」となった場合

② 総合評価値通知書(写)

① 参加資格審査申請書(建設工事)

